

京都市告示第599号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成27年3月6日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
槌田 勇毅	つち川鍼灸整骨院	北区紫竹西高縄町98-1	平成27年1月5日
園 真澄	空水治療院	北区大宮南田尻町58第2池田ビル1F	平成27年1月5日
高木 大輔	きやまち整骨院	中京区南車屋町288-2美よしビル2F	平成27年1月9日
山田 克典	治療院・訪問マッサージゆりかご	中京区西ノ京御輿岡町25-14	平成27年1月23日
服部 雅敏	ぎをん整骨院	東山区川端通四条上る常盤町176番地	平成27年1月9日
河合 晴行	あすか鍼灸整骨院	伏見区淀本町220-51F	平成27年1月15日
山田 克典	治療院・訪問マッサージゆりかご	伏見区向島二ノ丸町68-259	平成27年1月23日
利倉 彰浩	としくら鍼灸治療院	伏見区深草大亀谷東久宝寺町14-19	平成27年1月13日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)